

「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」の進捗状況について

◎ 趣旨

平成26年3月に策定した「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン（以下「第4次プラン」）」（計画期間：平成26年度～平成29年度）における成果指標、施策指標、主要取組の進捗等を確認し、評価するもの

1 第4次プランの進行管理について

第4次プランでは、3つの基本目標を定めるとともに、基本目標の達成度を評価するため、「成果指標」を設定している。

また、基本目標の達成に向け、基本施策ごとに「施策指標」を設定するほか、効果的な取組を主要取組に位置づけ、計画全体の進捗状況を確認するため、16の主要取組の「活動目標」を、毎年、社会福祉審議会へ報告し進行管理を行っている。

これまでは、毎年、16の主要取組の評価を行い進行管理してきたが、平成29年4月に実施した手帳所持者等へのアンケート結果を基に、初めて「成果指標」や「施策指標」の評価をすることとなる。

2 計画の評価について

(1) 評価の考え方

- 成果指標及び施策指標については、目標値の達成状況により進捗状況の評価を行い、主要取組については、目標値を設定している取組については、平成28年度の年次目標値から評価を行うとともに、活動目標を設定していない取組については、平成28年度内の取組内容から進捗状況の評価を行う。

区分	H28 取組の評価
達成率 90%以上 または 取組内容を <u>実施</u>	A 順調
達成率 65%以上 90%未満 または 取組内容を <u>一部実施・検討</u>	B 概ね順調
達成率 65%未満 または 取組内容に <u>未着手</u>	C やや遅れている

(2) 各基本目標毎の評価

基本目標 1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり

障がい者が住み慣れた地域で乳幼児期から高齢期まで安心して暮らせる環境づくりを推進します。

【成果指標：将来の生活に不安を感じている障がい者の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
58.1%	48.0%	51.3%	93.5%	A

基本施策1 相談支援の充実

【施策指標：困っているときに相談できる人や場所を知っている障がい者の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
74.4%	84.0%	95.5%	113.7%	A

基本施策2 権利擁護の充実

【施策指標：「成年後見制度」を知っている障がい者の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
36.0%	42.0%	52.8%	125.7%	A

基本施策3 住まいの場の充実

【施策指標：現在の住まいに満足している障がい者の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
70.3%	75.0%	59.5%	79.3%	B

基本施策4 保健・医療の充実

【施策指標：医療やリハビリテーションに満足している障がい者の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
82.0%	86.0%	82.1%	95.4%	A

基本施策5 障がい福祉サービスの充実

【施策指標：障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
83.8%	88.0%	87.5%	99.4%	A

◎ 主要取組の評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・地域における相談支援体制の充実	「基幹相談支援センター」の設置をはじめとする相談体制の充実	A
・成年後見制度の周知・啓発の推進	制度の利用促進に向けた周知啓発， 市民後見人・法人後見人の育成	A
・高齢・児童・DVなどの関係機関との連携強化	「宇都宮市虐待・DV対策連携会議」における関係機関との情報共有，会議の開催	A
・グループホームの設置促進	施設整備等の支援の充実	A
・在宅医療を含む地域療養支援体制の確保	身近な地域で適切な治療やリハビリテーションが受けられる体制の確保	A

ア 主要取組の状況

- ・ 「地域における相談支援体制の充実」については、H27 年度に障がい福祉課内に設置した基幹相談支援センターにおいて、処遇困難ケースに関する直接支援の実施、また相談支援事業所への専門的な助言を実施した。更には、市内7か所の障がい者生活支援センターの相談支援に関する専門性の向上を図るための事例検討会を開催した。
- ・ 社会福祉協議会が運営する「法人後見運営委員会」の委員として参加し、法人後見人の活動を支援するとともに、障がい者団体等との意見交換会や出前講座において成年後見制度に関する理解促進を図った。
- ・ 警察や医師・弁護士等の専門家や行政機関などの関係機関で構成する「宇都宮市虐待・DV連携会議」において、虐待やDVの早期発見に向けた啓発用ポスターを作成し、行政機関等へ掲示するなど、周知啓発を行った。
- ・ 「グループホームの設置促進」については、障がい者が地域で安心して暮らせる居住の場を確保するため、施設整備等を支援した。
- ・ 「在宅医療を含む地域療養支援体制の確保」については、病院と介護従事者の連携を図るため、入院患者の円滑な在宅療養への移行に向けた退院支援ルールの本格運用を開始したほか、複数の医師が相互に協力しながら在宅医療を担う「主治医・副主治医制」の構築に向けた検討を開始した。

イ 評価・課題等

- ・ 成果指標については、A評価で順調な進捗状況となっているが、「将来の生活に不安を感じている障がい者の割合」の現状値が51.3%であるため、今後も引き続き、将来の生活への不安解消を図る必要がある。
- ・ 施策指標については、基本施策3「住まいの場の充実」がB評価で概ね順調な進捗状況となっているが、「現在の住まいに満足している障がい者の割合」の現状値が59.5%であるため、今後も引き続き、住まいの場の充実を図る必要がある。
また、基本施策2「権利擁護の充実」については、A評価で順調な進捗状況であるが、「成年後見制度を知っている障がい者の割合」の現状値は52.8%であるため、今後も引き続き、「権利擁護の充実」を図る必要がある。
- ・ 施策指標については、それ以外は全てA評価となっており、全体として順調な進捗状況となっている。
- ・ 主要取組については、全てA評価となっており、順調な進捗状況となっている。

【課題】

- 全体として順調であるが、成果指標「将来の生活に不安を感じている障がい者の割合」の現状値が51.3%、施策指標「成年後見制度を知っている障がい者の割合」の現状値が52.8%、「現在の住まいに満足している障がい者の割合」の現状値が59.5%と高くないため、引き続き、相談支援の充実や住まいの場の確保を図るなどにより、安心感を高められる施策の充実を図る必要がある。

基本目標 2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり

障がい者が「生きがい」や「やりがい」を感じながら、自立した日常生活や社会生活を送ることのできる環境づくりを推進します。

【成果指標：就労・製作活動・自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
62.6%	67.0%	65.4%	97.6%	A

基本施策 1 発達支援の充実

【施策指標：個別の支援計画を利用して特別支援教育を実施している学校の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
97.8%	100%	98.9%	98.9%	A

基本施策 2 就労支援の充実

【施策指標：一般就労者を輩出した就労移行支援事業所の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
61.1%	100%	58.3%	58.3%	C

【施策指標：就労継続支援事業所における平均工賃月額】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
13,000 円	20,000 円	16,293 円	89.3%	B

基本施策 3 社会参加活動の充実・促進

【施策指標：ボランティア養成講座の受講数（社会福祉協議会）】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
415 人	560 人	335 人	59.8%	C

【施策指標：文化・スポーツ講座、交流活動等に参加している障がい者数】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
21,166 人	23,590 人	23,340 人	98.9%	A

基本施策 4 移動手段の確保・充実

【施策指標：外出支援サービスに満足している障がい者の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
70.0%	85.0%	51.2%	60.3%	C

◎ 主要取組の評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・発達支援ネットワーク事業の充実	医療・保健・福祉・教育・就労の連携強化、一貫した支援の推進	A
・障がいのある児童生徒等への教育支援の充実	一人ひとりの教育ニーズに応じた総合的な観点からの就学先の決定、指導の実施	A
・障がい者職場定着支援の充実	相談やサポートなどを行う職場定着支援の充実	B
・工賃向上支援の充実	障がい者支援施設等製品販売所の運営、物品の優先調達の推進	A
・ボランティア活用による社会参加活動の促進	障がい者の社会参加等を支援するボランティアの養成	C
・外出・移動支援の充実	外出・移動支援に関する事業の再構築	B

ア 主要取組の状況

- ・ 「発達支援ネットワーク事業の充実」については、「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」において、**発達障がいの理解啓発を図るため**、これまで作成した、発達障がいの理解啓発紙「発達障がいを理解しよう」の「乳幼児期編」、「学齢期編」に加え、「思春期・青年期編」を作成し、**保護者や教員、医療機関、就労先となる企業等に**配布した。
- ・ 「障がいのある児童生徒等への教育支援の充実」については、教育センターの就学相談において、幼児児童生徒の状態、保護者・本人の意見、学校の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定するとともに、「市合理的配慮検討会」を開催するなどして対象児童生徒等への合理的配慮の提供について検討を行った。
- ・ 「障がい者職場定着支援の充実」については、「宇都宮市障がい者自立支援協議会就労支援部会」において、企業と就労系事業所との意見交換会を実施するとともに、ハローワークとの合同企業訪問を行うなど、福祉施設から就職した障がい者が、施設職員の定期的な訪問相談等を受けることにより、職場に定着できるよう、本市独自の「障がい者職場定着支援事業補助金」により支援した。
- ・ 「工賃向上支援の充実」については、庁舎内販売所わく・わくショップUの運営や特別販売会を複数開催することによる工賃向上の支援や、施設等製品の写真等を掲載したカタログによる庁内外における販路拡大を図るとともに、新たに、事業所に対して経営等に関する専門家（中小企業診断士）を派遣し、生産活動における経営改善を支援した。
- ・ 「ボランティア活用による社会参加活動の促進」については、ボランティアを始めるきっかけとして、気軽に参加してもらえるよう開催期間を短縮するなど、参加形式、講座内容の見直しを図り、講座参加の促進を図るとともに、講座修了者を継続したボランティア活動に繋げるため、基礎的な知識経験のある方に対象を絞った講座内容に重点を置いて事業に取り組んだ。
- ・ 本市が進めている「ネットワーク型コンパクトシティ」形成の動向を注視しながら、障がい

者の多様なニーズに対して適切な対応を行うため、外出・移動支援に関するあり方の検討を進めている。

イ 評価・課題等

- ・ 成果指標については、A評価で順調な進捗状況となっているが、「就労・製作活動・自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合」の現状値が65.4%であるため、今後も引き続き、自立した日常生活や社会生活を送ることができる環境づくりを推進する必要がある。
- ・ 施策指標については、基本施策2「就労支援の充実」のうち「一般就労者を輩出した就労移行支援事業の割合」、基本施策3「社会参加活動の充実促進」のうち「ボランティア養成講座の受講数」、基本施策4「移動手段の確保・充実」がC評価となっており、一部やや遅れている状況である。

また、基本施策2「就労支援の充実」のうち「就労継続支援事業所における平均工賃月額」もB評価であるため、今後も引き続き、「就労支援の充実」を図る必要がある。

- ・ 基本施策4「移動手段の確保・充実」については、C評価であり、「外出支援サービスに満足している障がい者の割合」の現状値も51.2%であるため、更なる充実を図る必要がある。
- ・ 主要取組については、「ボランティア活用による社会参加活動の促進」がC評価であるが、全体としては、概ね順調な状況である。

【課題】

- 全体として概ね順調であるが、一部指標の目標値が高かったためか、やや遅れている取組もみられる。特に、「外出支援サービスに満足している障がい者の割合」の現状値が51.2%で、移動支援事業が通学・通勤等で利用できないなど利用制限があることや、障がい種別によりタクシー券が足りないなど、本人や保護者の負担が大きいことが要因と考えられ、ニーズに沿った外出支援サービスの充実を図る必要がある。

基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり

障がい者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、地域で支え合う環境づくりを推進します。

【成果指標：日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
66.6%	50.0%	62.9%	79.4%	B

基本施策1 障がい者への理解促進

【施策指標：障がい者シンボルマーク等の認知度】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
48.2%	64.7%	46.5%	71.8%	B

基本施策2 地域の支援体制の充実

【施策指標：災害時要援護者支援班設置地区における台帳共有率】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
80.6%	100%	77.7%	77.7%	B

基本施策3 バリアフリーの推進

【施策指標：障がい者のための各種奉仕員養成講座の受講者数】

計画策定時	目標値	現状値	達成率	評価
91人	110人	113人	113.0%	A

※平成25年目標値の修正

◎ 主要取組の評価

主要取組	計画期間中の取組	評価
・地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実	イベント等を通じた地域や企業に対する理解促進の推進	A
・障がいを理由とする差別解消の推進	「障害者差別解消法」に係る取組の実施	A
・小中学校における障がい者への理解促進事業の充実	出前講座の開催など理解促進事業の充実	B
・地域福祉ネットワーク形成支援	地域住民や福祉関係者の連携協力により福祉活動ができるネットワークの形成支援	A
・情報バリアフリーの普及啓発	出前講座の開催など普及啓発事業の充実	A

ア 主要取組の状況

- ・ 「地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実」については、「障がい者週間」に合わせ、JR宇都宮駅や商業施設等において街頭啓発活動やイベントを実施するとともに、地域において障がい者と交流を深めながら理解促進を図る「宇障連地域交流事業」の開催を支援した。
- ・ 「障がいを理由とする差別解消の推進」については、市民や民間事業者に向けて、障がい者への合理的配慮の提供を促進するための動画を作成、放映するとともに、動画を収めたDVDを市立小中学校へ配布した。また、「障がいを理由とする差別について相談を受け付ける専用窓口を設置し、これまで16件の相談に対応するとともに、当事者団体や関係機関で組織する「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、情報共有や再発防止策の検討を進めた。
- ・ 「小中学校における障がいへの理解促進事業の充実」については、小学校を対象とした「盲導犬ふれあい教室」の開催や、「障がい者週間」に南図書館において小学生を対象とした手話付き絵本の読み聞かせを開催した。
- ・ 「地域福祉ネットワーク形成支援」については、平成27年度に選定した東部ブロックの平石地区、北部・上河内・河内ブロックの河内地区に加え、南部ブロックの瑞穂野地区、東部ブロックの泉が丘地区が新たに「福祉のまちづくり計画（小地域福祉活動計画）」の策定に着手している。具体的な進捗状況としては、策定体制（委員会等）の構築、地区福祉マップの作成、福祉のまちづくり研修会、住民座談会、住民アンケート等を各地区の実情に沿って実施しており、適宜コミュニティワーカーが支援を行っている。
- ・ 「情報バリアフリーの普及啓発」については、市の広報紙や障がい者サービスのしおりなどの点字版・音声版を作成するとともに、市のホームページを音声読み上げソフトに対応した形式に充実するなど、障がい特性に応じた情報提供を推進している。

また、障がい者差別解消に係る取組の一環として、民間事業者や地域団体等に対して出前講座等を実施し、障がい特性に応じた情報提供方法やコミュニケーションにおける配慮について理解促進を図った。

イ 評価・課題等

- ・ 成果指標については、B評価で概ね順調な進捗状況となっているが、「日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合」の現状値が62.9%であるため、今後も引き続き、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、地域で支え合う環境づくりを推進する必要がある。
- ・ 施策指標については、基本施策1「障がい者への理解促進」、基本施策2「地域の支援体制の充実」がB評価となっており、全体としては、概ね順調な進捗状況であるが、今後も引き続き、障がい者への理解促進等を図る必要がある。
- ・ 主要取組については、「小中学校における障がい者への理解促進事業の充実」がB評価であるが、全体としては、順調な状況である。

【課題】

- 全体として概ね順調であるが、「日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合」の現状値が62.9%、「障がい者シンボルマークの認知度」の現状値が46.5%と低いため、引き続き、障がい者の理解促進を図るなどにより、社会的障壁を取り除く施策の充実を図る必要がある。

3 計画全体の評価について

- ・ 3つの成果指標については、A評価が2つ、B評価が1つであり、全体として概ね順調な進捗状況である。
- ・ 14つの施策指標については、A評価が7つ、B評価が4つ、C評価が3つで、全体として概ね順調な進捗状況である。
- ・ 主要取組における平成28年度の年次目標に対する評価では、A評価の取組が75.0%、B評価の取組が18.8%であり、全体の9割以上が予定どおり順調に取り組まれている。
- ・ 年次目標に到達しない取組については、目標値の達成に向け、積極的に取組を推進する必要があるとともに、A評価及びB評価であっても、より一層の効果的な取組推進を図っていく必要がある。
- ・ 今後、アンケート結果や関係団体意見交換の結果等を踏まえた課題の総括を行い、(仮称)第5次宇都宮市障がい者福祉プランへの位置づけを検討していく必要がある。

【課題】

- 計画全体としては、概ね順調な進捗状況であるが、「将来の生活に不安を感じている障がい者の割合」や「日常生活に社会的障壁を感じている障がい者の割合」など、目標値は達成していてもまだまだ十分ではない取組や「外出支援サービスに満足している障がい者の割合」など、一部遅れている取組もあるため、次期計画においても、引き続き、障がい者が地域で安心して生活を送れるよう体制の充実に取り組む必要がある。
- 国においては、障がい者の地域移行や親亡き後に備えるため、地方自治体へ地域生活支援体制の整備を求めており、本市においても、体制整備に向けて、相談支援や住まいの場の充実などを図る必要がある。
- 平成28年に児童福祉法が改正され、地方自治体における障がい児福祉計画の策定が義務化されるなど、ライフステージに応じた切れ目の無い支援が求められているため、より一層の障がい児支援の充実を図る必要がある。